

平成 27 年度 千葉市中小企業資金融資審議会

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 22 日（火） 10：00～11：00
- 2 会 場 千葉市国際交流プラザ 第一、第二会議室
- 3 出席者（委員） 河野委員、村田（芳）委員、井上委員、伊勢田委員、
金武委員、菅生委員、村田（雅）委員、信太委員、
（事務局）鎌田経済農政局長、長谷部産業支援課長
中台産業支援課長補佐、中野主査、大下主任主事
- 4 議 題 (1) 会長、副会長の選任について
(2) 中小企業資金融資制度の見直しについて
- 5 議事の概要
河野委員を会長、井上委員を副会長に選任した後、議題の審議に入った。
中小企業資金融資制度の見直しに関する改正案について、全会一致で了承された。

6 会議経過

【司会（中台課長補佐）】 皆様、大変お待たせしました。ただいまから平成 27 年度千葉市中小企業資金融資審議会を開会します。私、本日の進行役を務めさせていただきます千葉市経済農政局経済部産業支援課の課長補佐、中台でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会につきましては、千葉市中小企業資金融資審議会設置条例第 6 条の規定により、半数以上の出席により開催させていただくこととなっております。本日、委員総数 10 名のうち、8 名のご出席をいただいておりますので、会議として成立しておりますことを最初にご報告させていただきます。

次に、会議の公開及び議事録の作成についてですが、本審議会については、千葉市情報公開条例に基づき会議を公開し、傍聴を認めておりますことをあわせてご報告させていただきます。なお、現在までに傍聴のお申し込みはいただいております。

また、議事録につきましても同じく公開することとなっております。議事録の内容につきましては、この後、会長の選任という形になるのですが、選任されました会長の承認をもって審議会の承認とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

す。

それでは会議に入る前に、市からの挨拶と委員の皆様のご紹介をさせていただきます。まず、千葉市経済農政局長の鎌田よりご挨拶を申し上げます。お願いします。

【鎌田経済農政局長】 皆様、おはようございます。千葉市の経済農政局長の鎌田でございます。

委員の皆様には、年末の大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様には日ごろより中小企業資金融資をはじめまして、本市の経済施策に多大なるご支援、ご協力を賜っておりますこと、改めて御礼申し上げます。

さて、政府はデフレからの脱却を確実なものとするために、経済再生と財政健全化を実現するための成長戦略を策定し、その中では、より成長が見込める分野に資源を投入することにより、経済全体の成長を促すということを掲げているところでございます。

そこで、本市といたしましても、企業規模による資金調達コストの差を埋めるための支援から、今後は国のこうした施策に合わせまして、企業の成長のための支援に重点化させて、税收や雇用の効果に高く貢献すると思われる事業へとシフトさせていくことを検討しているところでございます。

今回の審議に関しましては、そのための見直し案となっておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

【司会（中台課長補佐）】 続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の右上に資料1と書かれている名簿の順に従いまして、順次ご紹介させていただきます。

千葉商工会議所常務理事の河野委員でございます。

【河野委員】 よろしく申し上げます。

【司会（中台課長補佐）】 千葉市土気商工会専務理事の村田委員でございます。

【村田（芳）委員】 よろしく申し上げます。

【司会（中台課長補佐）】 千葉県信用保証協会専務理事の井上委員でございます。

【井上委員】 よろしく申し上げます。

【司会（中台課長補佐）】 千葉市商店街連合会会長の伊勢田委員でございます。

【伊勢田委員】 よろしく申し上げます。

【司会（中台課長補佐）】 三井住友銀行千葉法人営業部長の金武委員でございます。

【金武委員】 よろしく申し上げます。

【司会（中台課長補佐）】 千葉銀行審査部長の菅生委員でございます。

【菅生委員】 よろしく申し上げます。

【司会（中台課長補佐）】 千葉信用金庫審査部長の篠原委員でございますが、本日はご欠席でございます。

【司会（中台課長補佐）】 商工組合中央金庫千葉支店長の村田委員でございます。

【村田（雅）委員】 よろしく申し上げます。

【司会（中台課長補佐）】 千葉県商工労働部経営支援課長の信太委員ござい

ます。

【信太委員】 よろしくお願ひします。

【司会（中台課長補佐）】 千葉大学法政経学部教授の榊原委員でございますが、本日はご欠席でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

先ほどご挨拶申し上げました経済農政局長の鎌田でございます。

【鎌田経済農政局長】 よろしくお願ひします。

【司会（中台課長補佐）】 経済農政局経済部産業支援課長の長谷部でございます。

【長谷部産業支援課長】 長谷部でございます。よろしくお願ひします。

【司会（中台課長補佐）】 同じく産業支援課主査の中野でございます。

【中野主査】 中野です。本日はよろしくどうぞ、お願ひします。

【司会（中台課長補佐）】 同じく産業支援課主任主事の犬下でございます。

【犬下主任主事】 犬下です。よろしくお願ひします。

【司会（中台課長補佐）】 以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

早速ですが、議事に従いまして、審議に入らせていただきます。議事進行につきましては、会長が決定するまでの間、事務局が務めさせていただきます。

まず、議題1の会長、副会長の選任につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【長谷部産業支援課長】

当審議会の会長、副会長につきましては、千葉市中小企業資金融資審議会設置条例第5条第2項の規定に従い、委員の互選により定めることとなっております。

今回は、昨年4月に任期を更新してから初めての審議会開催となりますので、選任をお願いするものでございます。

それでは、議題1につきまして、ご意見がありましたらお願ひします。

【村田（芳）委員】 はい。

【司会（中台課長補佐）】 どうぞ。

【村田（芳）委員】 事務局に一任します。

（「異議なし」の声あり）

【長谷部産業支援課長】 ありがとうございます。ただいま、事務局一任という声がありました。事務局としましては、従前からの会長職の就任状況を踏まえ、会長につきましては千葉商工会議所の河野委員に、副会長につきましては千葉県信用保証協会の井上委員にご就任いただきたいと思いますと考えております。

（「異議なし」の声あり）

【長谷部産業支援課長】 ありがとうございます。

【司会（中台課長補佐）】 それでは、会長を河野委員、副会長を井上委員に決定させていただきます。河野委員、井上委員、お手数ですが、会長、副会長の席にお移りくださいますようお願いいたします。

では、早速ではございますが、河野会長より一言ご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【河野会長】 ただいま、事務局からの指名によりまして、会長という重責を仰せつかりました河野でございます。微力ではございますが、委員の皆様方のご支援

とご協力をいただきながら審議会を運営してまいりたいと存じますので、よろしくお願い致します。

本日は、先ほど鎌田局長からお話がありましたように、融資制度の改正について千葉市長より諮問をいただいておりますので、委員の皆様には専門の立場から忌憚のないご意見を賜り、審議を深めていきたいと考えております。

改めまして皆様方のご協力をお願いしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

【司会（中台課長補佐）】 ありがとうございます。

それでは、以降の進行を河野会長にお願いします。よろしくお願い致します。

【河野会長】 それでは、議題2の中小企業資金融資制度の見直しについて、事務局の説明をお願いします。

【長谷部産業支援課長】 それでは、議題内容について説明をさせていただきます。

右上に資料2-1と記載のある資料をごらんください。中小企業資金融資制度の見直しについてという題名があります。中小企業資金融資制度の見直しについてですが、今までの中小企業支援策は、資金融資制度による全体的な支援を行ってまいりました。今後は、国の成長戦略に合わせ、企業の成長のための支援に重点化するとともに、より効果の高い支援を行うことを目的として、平成28年度より以下の3点の見直しを行うと考えております。概要欄に3点ほど記載させていただいております。

まず1点目は、振興資金の運転資金の利子補給率の見直しについてです。千葉市の融資制度では、振興資金は特定の目的を有さず、一般的な資金調達支援の手段として位置づけています。そのため、利用する企業にとってはニーズに合った非常に使い勝手のよい資金となっておりますが、特別な政策目的がないものなので、その資金によってどのような効果があったのか非常に見えづらいものとなっております。

また、資料右側上段に**【参考】**融資残高・新規実行実績の表にありますように、利子補給金の決算額が過去5年間にわたり10億円を超えているような状況になっております。これが市の経済部の予算である商工費に重くのしかかっており、新たな課題に対する事業や小規模事業者のための支援事業を行うことが難しい現状がございます。

そこで、現状の利子補給率の0.8%を来年度から0.6%に、平成30年度に0.4%に段階的に引き下げ、より成果が目に見える事業へとシフトしたいと考えております。

次に2点目ですが、運転資金の融資対象者を、創業支援関連資金を除き市内企業に限定したいと考えております。市外企業が利用する運転資金につきましては、実際に市内にある営業所に必要な資金なのか見えづらい点がございます。後ほど報告事項でご説明させていただきますが、今後、企業の迅速な再生支援を目的に、求償権放棄の条例を制定する予定でありまして、これは、中小企業が再生支援対象となった場合に、本来市が受け取れる、回収納付金を放棄する内容の条例でございます。そのため、市外企業に対して本来請求できる債権を放棄することを対議会、対市民に対して説明ができるのかということもあり、対象を絞り込みたいと考えております。

ただし、設備資金に関しましては固定資産税等の税収が伴うことが期待できるた

め、引き続き対象としたいと考えております。

最後に3点目ですが、環境経営応援資金についての対象者の見直しについてです。現状は、地球環境保全協定締結者やISO等認定取得者に対して、一般的な設備資金でも対象としておりましたが、それでは環境改善にどれほどの効果があったのかわかりづらい点がありました。そこで、今後は環境改善が見込まれる設備を導入する場合のみを対象としたいと考えております。

なお、3点の見直しによって、捻出した財源の活用につきましては、中小企業支援の新規事業として展開していくことを検討しております。資料右下の今後の中小企業支援の考え方をごらんください。

まず1点目は、中小企業の安定経営の持続と事業拡大への支援を考えております。「(1) 既存中小企業の事業活動の継続を的確に支援することで、安定経営の持続と事業拡大への誘導を促す。中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進」とあります。具体的には、最近問題となっております事業承継、事業継続、または中小企業者・小規模事業者の人材確保の支援など、中小企業の切実な課題に対応する事業を展開していきたいと考えております。

2点目は、「成長分野への参入を計画している事業者の後押しをすることで、市内企業の事業拡大を加速させる。成長分野に参入する中小企業・小規模事業者の支援」としております。具体的には技術開発、販路拡大の支援など、今まで以上に充実した施策を展開していきたいというふうに考えております。

下段の表につきましては、本市経済分野の部門計画であります地域経済活性化戦略に、今回の考え方を体系的に位置づけたものでございます。融資制度の見直しに伴う重点化事業・代替事業の案につきましては、あくまでも事例として掲げたものであります。現在経済部としてこういった方向で検討しているとご理解下さい。

なお、次ページ以降、資料2-2に平成28年度以降の見直し内容について既存メニュー表を使い、まとめておりますので、ご参考にしていただければと思います。説明は以上でございます。

【河野会長】 どうもありがとうございました。ただいま事務局のほうから今回の融資制度の見直しについての概要と今後の考え方について説明がございましたけれども、皆さんからのご意見がありましたらお願いします。

【村田(芳)委員】 はい。

【河野会長】 村田委員。

【村田(芳)委員】 平成26年度で利子補給金が10億円になったということで、利子補給の利率を下げるということであるのでしょうかけれども、大変意義がある資金調達方法でございまして、そういった意味から重要なものという理解はしているのですが、他の政令市と比較してどのような状況なのか参考までにわかればぜひお願いしたいなと思います。

【河野会長】 事務局、よろしいですか。

【司会(中台課長補佐)】 ただいまの村田委員様のご質問ですけれども、現状、いわゆる振興資金、特定の目的を持たない一般的な資金について、利子補給率を差し引いた後の実質負担で申し上げますと、千葉市の場合の融資期間5年で申し上げますと2.0%、ここから利子補給を0.8%引きますと1.2%ということで、政令指定都市中、一番実質負担が少ない状況になっております。

平成30年の0.4%になった時点でどうなるかと申し上げますと、現在、浜松市が1.6%で、政令市中3番目に低い実質負担という形になっておりますが、やっとな

ここに追いつくというような形になっておりまして、依然として政令指定都市の平均レベル 1.8%よりは低いお客様の負担という形になりますので、0.2 の引き下げ、0.4 の引き下げ、いずれの段階におきましても、政令市の中での金利という部分でのサービス水準はまだ高く維持されております。

以上でございます。

【村田（芳）委員】 よくわかりました。

【河野会長】 よろしいですか。

【村田（芳）委員】 はい。

【河野会長】 ほかにご意見、ご質問等がございましたらお願いします。信太委員。

【信太委員】 いいですか。

【河野会長】 はい。

【信太委員】 先ほどのご説明のこの資料の今後の利子補給を下げるかわりにという形での今後の事業展開の説明の中の最後の部分ですね。コーディネーター機能の強化というところがあるのですが、ちょっと私も千葉市のほうで現在どのようなことをやっているのかということも合わせて、どのようなことをお考えなのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

【長谷部産業支援課長】 ありがとうございます。コーディネーター機能を強化するというこの部分につきましてなんですけれども、千葉市産業振興財団のコーディネーター機能を強化したいというような考えでございます。

具体的には、今後の中小企業支援の考え方の（１）、（２）、新たな事業も含めてなんですけれども、より中小企業の方に事業を届けるというか、そういった意味でコーディネーターの方に実際に事業所を回ってもらう、そういったところの機能を強化したいということでございます。

これは、特に（１）のほうの安定経営、この部分に今までちょっと弱い部分がございますので、そういった意味でコーディネーターの方にこれらの新たな事業がもし予算化された際には、こちらをもって回っていただきたいと、そういう部分で中小企業の経営安定と新事業拡大、こういったところを促進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【信太委員】 ありがとうございます。

【河野会長】 よろしいでしょうか。

【信太委員】 はい。

【河野会長】 ほかにどうでしょうか。ほかに意見がないようであれば、本案件につきましては原案どおり決定したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【河野会長】 それでは、この議題につきましては原案どおりに了承するというところで、市長のほうへ答申したいと思います。

本日の決議につきましては、続きまして（３）のその他について、事務局より何かあればお願いします。

【長谷部産業支援課長】 1点だけ事務局より、求償権放棄に係る条例制定についてご説明をさせていただきます。資料3をごらんください。

資料3の中程に図があると思いますが、こちらが求償権放棄のスキーム図となっております。こちらの流れを簡単にご説明させていただきたいと思っております。

中小企業が債務不履行になった場合ですけれども、金融機関に対しまして保証協会が代位弁済を行うこととなります。その代位弁済費用について、千葉市と保証協会による損失補償に関する覚書を結んでおりまして、一部損失填補金として保証協会にお支払いをしております。そのため、⑤の保証協会が中小企業者から回収金を受領した場合、⑤「その一部が千葉市に入ってくることとなります。

中小企業の事業再生の際に、信用保証協会が求償権を放棄するといった場合に、市が損失填補金を支払った分に対応する回収納付金を受領する権利を放棄することが必要となります。それで、この放棄する場合に議会の議決事項となっております。事業再生につきましては速やかな対応が必要となりますが、議会は年に4回ほどしか開会しておりませんので、条例が制定されていない現状では迅速な対応が非常に難しい状況となっております。

そこで今回、求償権放棄に係る条例を制定することにより、公的な再生支援機関が支援した再生案件につきまして、市が迅速に権利を放棄することにより、中小企業者の債務負担を軽減し、再生を促進することを目的としております。現在の進行状況は、法務部局と条例案について検討している段階であり、28年第1回定例会に条例議案を提案したいと考えておりまして、施行は4月1日を目指したいと考えております。

説明は以上でございます。

【河野会長】 ありがとうございます。ただいまその他ということで求償権放棄に関する条例を制定したいというような説明がございましたけれども、これに関しては報告事項という形になると思うのですが、内容について質問等があったらお受けしていただきたいと思っておりますけれども。よろしいでしょうか。

(「特になし」の声あり)

【河野会長】 では、この件につきましては来年28年の第1回定例会に諮って条例が制定される予定ということのようですので、報告を受けましたということで取り扱いをさせていただきたいと思っております。

それでは、本日全ての議題が終了いたしましたので、以後の進行につきましては事務局にお返しいたします。速やかな進行にご協力ありがとうございました。

【司会(中台課長補佐)】 委員の皆様、ありがとうございました。本日は貴重なお時間、また貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。本審議会は以上をもちまして閉会とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

— 了 —